【契約ひな形】

アラブ首長国連邦の鷹匠の日本への受入に関する業務委託契約書

●●（以下「甲」という。）と一般財団法人 INPEX JODCO 財団（以下「乙」という。）は、乙がアラブ首長国連邦（以下「UAE」という。）の鷹匠団体である Emirates Falconers' Club（以下「EFC」という。）と共同で実施すべく、2025 年度団体公募要項にて公募した鷹狩文化交流支援事業（鷹匠交流）のうち、EFC が選定する UAE の鷹匠（以下「招聘者」という。）を日本に招聘し、日本の鷹匠との交流を図る日本への受入事業（以下「本事業」という。）を実施するに際し、乙が甲に委託する業務に関して、次のとおりアラブ首長国連邦の鷹匠の日本への受入に関する業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（業務委託）

第１条　乙は、本契約の規定に従い、乙が実施する本事業のうち、第 2 条に定める業務（以下「本業務」という。）を甲に委託し、甲は、本契約の規定に従い、これを受託する。

２　乙は、本契約に定めるほか、本契約に基づき甲が実施する対応に関して、何らの責任及び負担を負うものではなく、本事業に関与する関係者（以下「関係者」という。）から何らかの請求その他のクレームを受けた場合においては、甲が自らの責任及び負担において解決し、乙を免責させ、及び乙が関係者への対応（関係者に対する金銭の支払及び何らかの措置の実施等を含むが、これらに限られない。）をした場合には、当該対応に関して乙に生じた損害、損失、費用及び実費を乙に対して支払う。

（業務内容）

第２条　甲は、次に定める業務を遂行するものとする。

(1) 甲が乙に提出した応募書類に記載されている日本受入時の企画案のうち乙が承認した企画の準備及び EFC と合意した期間での実施（EFC より日本に派遣される鷹匠 10 名程度に対する日本での鷹狩文化学習・体験プログラムの提供及び実猟等体験プログラムで使用可能な鷹の準備・調整等を含む）。

(2) 甲及び乙間の 2025 年●月●日付けアラブ首長国連邦への派遣に関する契約書に基づき UAE に派遣された者（ただし、やむを得ない理由により、日本受入時に本事業に参加できない者を除く。）の本項第１号に定める企画への参加の調整及び参加時の引率（本事業に参加した者を、以下「参加者」という。）。なお、UAE に派遣されていない者の本事業への参加について、その参加が企画の準備及び実施に必要な限りにおいては、甲がその者を引率することを前提として、乙はその参加を妨げないものとする（以下「協力者」という。）

(3) 本項第１号に定める企画の実施に必要な場所、協力者、物品、備品、参加者・協力者・招聘者の企画期間中の移動手段、食事、宿泊先等のうち、甲乙協議の上、乙がその内容を承認し、甲が手配すると決定したものの手配

(4) 前各号に付帯・関連する業務

２　甲及び乙は、本業務の遂行に関し、甲が乙を代理する権限を一切有しないことを確認する。

（業務委託料及び支払い）

第３条　乙は、甲に対して、本業務の遂行の対価として[　　]円を支払う。

２　乙は、前項に定める業務委託料を、甲の請求に基づき、本業務が完了した月の翌月末までに支払うものとする。

３　乙は、甲が別途指定する銀行口座に振込む方法により業務委託料を支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

（費用及び支払い）

第４条　乙は、甲に対して、次に定める費用のうち、甲が別添１に必要事項を記載し、提出の上で乙の事前の承諾を得た費用を支払う。

(1) 第２条第１項第３号及び第４号に定める手配に伴う費用の実費相当額

(2) その他本業務の遂行に伴う諸経費の実費相当額

２　当該実費は、甲乙協議の上、次に定める方法により支払う。

(1) 甲が立替払いをし、事後に乙に請求する。

(2) 乙が発生時点で負担する。

(3) 乙が現物で提供する。

３　甲は、本業務が完了した月の翌月末までに、第４条第２項第１号に基づき作成される請求書及び乙が求める証憑を、乙に提出する。

４　乙は、甲から請求書を受領後３０日以内に、甲が別途指定する銀行口座に振込む方法により実費負担等を支払うものとする。なお、振込手数料は、乙が負担する。

５　第４条第２項第２号及び第３号に基づく支払いについては、甲乙協議の上、行うものとする。

（情報提供及び EFC との調整）

第５条　甲は、乙に対して、本業務の実施状況を定期的に報告するとともに、乙が本事業を実施するのに必要な本業務に関する情報を提供するものとする。

２　乙は、甲に対して、甲が本業務を遂行するために必要な EFC からの情報及び招聘者に関する情報を提供するものとする。また、甲が本業務を遂行する上で EFC との調整が必要となった場合は、乙が EFC との調整を行うものとする。

（秘密保持）

第６条 甲及び乙（本条において、以下「受領者」という。）は、本契約の履行の過程において受領した相手方（本条において、以下「開示者」という。）の業務上及び個人情報等の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾を

得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

2　次のいずれかに該当する情報は、前項に定める秘密情報に含まれない。

(1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

(2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報

(3) 開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報

(4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

(5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

3　第１項の定めにかかわらず、受領者は、EFC、本業務又は本事業のために秘密情報を知る必要のある自らの関係会社並びに自ら又はその関係会社の役員及び従業員、並びにそれらの弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家アドバイザー（総称して、以下「関係者」という。）に対して、秘密情報を開示することができる。この場合においては、当該関係者をして本契約と同等の秘密保持義務を遵守させるものとし、かつ、関係者による当該秘密保持義務違反に対して、開示者に対して一切の責任を負うものとする。

4　第１項の定めにかかわらず、受領者は、適用のある法令若しくは規則（行政指導及び金融商品取引所等（自主規制法人を含む。以下同じ。）を含む。）に基づき秘密情報の開示若しくは公表が義務付けられている場合、又は国内外の裁判所、政府機関若しくは金融商品取引所等から開示若しくは公表の要請があった場合には、当該義務又は要請に基づく必要最小限の範囲及び態様において、秘密情報を開示又は公表することができる。この場合において、受領者は、事前に（事前の通知を行うことが法令上又は実務上著しく困難である場合には、事後可能な限り速やかに）開示者に対して、秘密情報を開示又は公表する旨及び開示又は公表する秘密情報の内容を通知しなければならない。

5　受領者は、開示者から要求があった場合には、直ちに、開示者から受領した秘密情報及びそれらの複製物（態様の如何を問わない。）を、開示者の指示に従い返還、廃棄又は消去する。ただし、以下の各号に定める情報は、受領者が引き続き本契約に基づく秘密保持義務に服することを条件として、返還、廃棄又は消去の対象外とする。

(1) 受領者の社内決裁資料に含まれている秘密情報

(2) 適用のある法令若しくは規則又は受領者の社内規則により保持することが義務付けられている秘密情報、及び国内外の裁判所、政府機関、金融商品取引所等から保持することが要請されている秘密情報

(3) 受領者の通常のデータバックアップの一環として保持している情報で削除することが合理的に困難な秘密情報

（贈収賄汚職防止法令等の遵守）

第７条　甲及び乙は、本契約に関連して当事者に適用されるすべての贈収賄及び汚職に関連する法律、規則、政令、命令その他の法令（不正競争防止法、米国海外腐敗行為

防止法及び英国２０１０年贈収賄防止法を含むが、これらに限られない。）を遵守するとともに、基本的人権を尊重しなければならない。

２　乙は、必要に応じて、甲の贈収賄汚職防止法令遵守状況について監査をすることができるものとする。

３　甲又は乙が本条に定める事項に違反した場合、その相手方は、本契約に定める一切の義務から免責されるものとし、何らの催告を要することなく、書面での通知により本契約を解除することができるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第８条　甲及び乙は、相手方に対し、自己（役員又は実質的に経営権を支配する者を含む。）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと及び反社会的勢力に自らの名義を利用させて本契約を締結するものではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

２　甲及び乙は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

⑴　暴力的な要求行為

⑵　法的な責任を超えた不当な要求行為

⑶　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

⑷　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑸　その他前各号に準ずる行為

３　甲及び乙は、相手方が前二項に違反し、又はそのおそれがあると合理的に判断できる場合には、何らの催告なく、直ちに本契約を解除するとともに、当該違反により生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

４　甲及び乙は、前項により本契約を解除した場合において、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

（損害賠償）

第９条　乙の責めに帰すべき事由により本事業が中断となった場合、それまでに生じた甲の実費は乙が負担する。なお、この場合において、乙は、第３条に基づく費用以外の一切の支払いの義務を負わないものとする。

２　甲の責めに帰すべき事由により本事業が中断となった場合及び甲の責めに帰すべき事由により乙が被害を被った場合、甲はかかる損害を賠償する。

（契約の解除）

第１０条　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれか一つに該当したときは、事前の通

知を以って本契約を解除することができる。

(1)　本契約に定める条項に違反し、当該違反状態を是正するよう催告をしたにもかかわらず、相当期間経過後も当該違反状態が是正されないとき

(2)　監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき

(3)　支払停止若しくは支払不能の状態に陥った時、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき

(4)　第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

(5)　破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき

(6)　解散の決議を行ったとき

(7)　会社分割、事業譲渡、合併その他の事業再編行為を行ったとき

(8)　資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく義務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき

(9)　その他、前各号に準じる事由が生じたとき

２　前項に定めた事項に加え、甲が乙に提出した書類の内容に虚偽が認められた場合、乙は事前の通知を以って直ちに本契約を解除することができる。

３　前項に定める契約の解除は、甲及び乙に対する損害賠償請求を妨げない。

（不可抗力）

第１１条　甲及び乙は、地震、台風、津波、暴風雨、洪水、疫病、感染症その他の天災地変、戦争、暴動、内乱、テロその他社会的事変、関係監督官庁の命令若しくは指示その他不可抗力により、又は自らの責に帰することができないと認められる事由により契約の一部又は全部の履行不能等を生じた時は、その事実を証明する書類を添付して相手方に申し出るものとし、当該申し出がなされた場合には、本契約又は各条項の取扱いにつき甲乙協議の上決定するものとする。

２　一方の当事者において、前項に定めた事由以外で契約の一部履行不能等が生じることが予測される時は、速やかに相手方に申し出て、甲乙協議の上契約変更等の手続をとるものとする。

（契約期間）

第１２条　本契約の有効期間は、本契約締結日から第３条に定める業務委託料及び第４条に定める費用の支払いが完了する日までとする。ただし、第６条（秘密保持）については、本契約の終了後３年間引き続き有効とし、第８条（反社会的勢力の排除）第３項及び第４項、第９条（損害賠償）、第１０条（契約の解除）第３項、第１１条（不可抗力）、本条、並びに第１３条から第１５条の規定は、本契約の終了後も引き続き効力を有する。

【契約ひな形】

（譲渡禁止）

第１３条　甲及び乙は、相手方当事者の書面の承諾を得ることなく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に対して、譲渡、承継、担保提供その他一切の処分をしてはならない。

（準拠法）

第１４条　本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

（管轄）

第１５条　本契約に関する甲及び乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（信義誠実の原則）

第１６条　本契約に定めのない事項又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に則し甲乙間で協議し解決するものとする。

【契約ひな形】

本契約の成立の証として、本契約書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名又は記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

202●年 ●月 ●日

甲　●●●●●

●●

東京都港区赤坂五丁目３番１号

乙　一般財団法人INPEX JODCO財団

代表理事
藤井　洋

【契約ひな形】

別添１

※グレー部分：財団使用蘭

UAE 鷹匠受入に関する 諸費用申請書	申請書番号：	
	INPEX JODCO 財団	申請者
	印	印
	承認日	作成日

	内容	詳細・必要事由	単価 （税込み）	数量	合計費用 （税込み）
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					

INPEX JODCO 財団